

随 時 監 理

令和 8 年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 8 宮繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 宿泊棟外部改修監理業務

徳島県県土整備部宮繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 8 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 宿泊棟外部改修監理業務
- (2) 業務箇所 海部郡牟岐町大字灘
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事
本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 8 営繕 牟岐少年自然の家 牟・灘 宿泊棟外部改修工事（着指）	契約締結日の翌日から R 9 年 4 月 3 0 日 まで	約 113,300 千円	

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システム R I B C 2 データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会、県監督員及び関係者との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1 回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

※休日等とは、土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日のことをいう。

ア 契約締結後 14 日（休日等を除く）以内

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の 10 日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・議事録
- ・その他必要な書類

6 貸与品

(1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使うことができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使わなければならない。

(2) この業務を行うにあたり必要な業務資料は、発注者から貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。

(3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

(6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

7 その他

(1) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。

- (2) 工事の出来高については、令和8年度：約90%、令和9年度：約10%である。
- (3) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）
- (4) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

別 表

工 事 監 理 業 務 一 覧 表

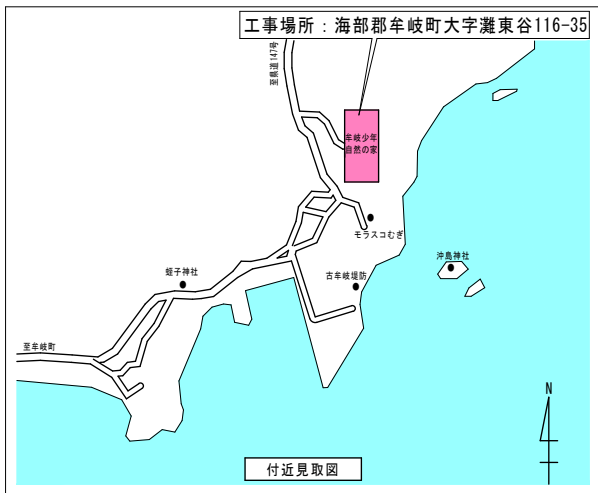
処 理 区 分 業 務 事 項	業務担当技術者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工事实績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察 署、保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 その他				○				○			○		○	保全資料

[illegible]

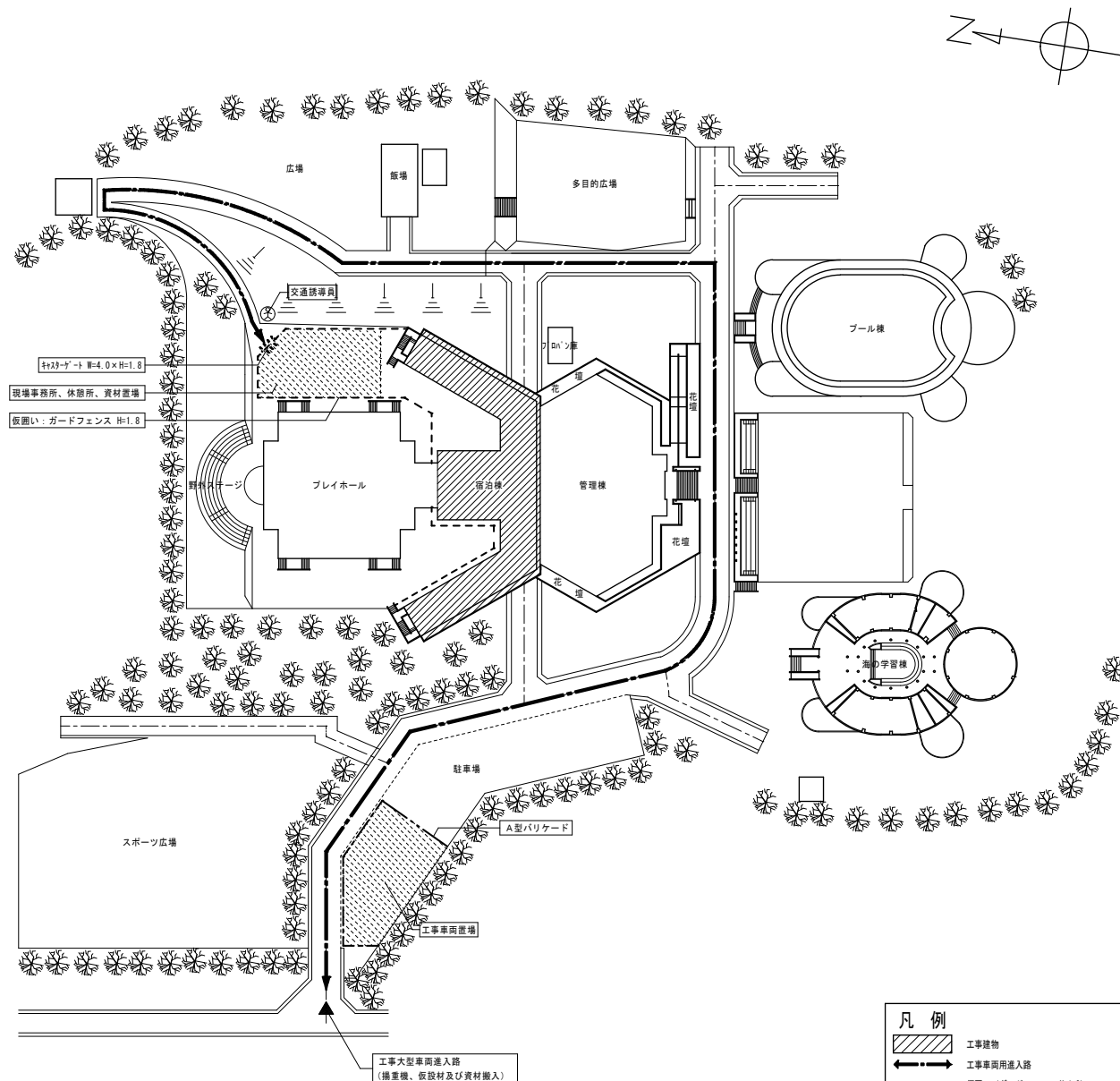
処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
各 種 試 験 立 会	○		○	○	○			○	△		△			
各 現 場 対 応	○		○	○	○	○		○	△		△			
防 水 改 修 工 事	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		
外 壁 改 修 工 事	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		
外 部 改 修 工 事	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		
機 器 搬 入 取 付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施 設 管 理 者 と 各 工 事 と の 調 整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
各 種 測 定 結 果 表				○				○			△			
公 害 関 係	○		○					○		○			○	
部 分 払 検 査 中 間 検 査	○				○			○	○			○	○	
竣 工 検 査	○				○			○	○			○	○	
手 直 し 検 査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

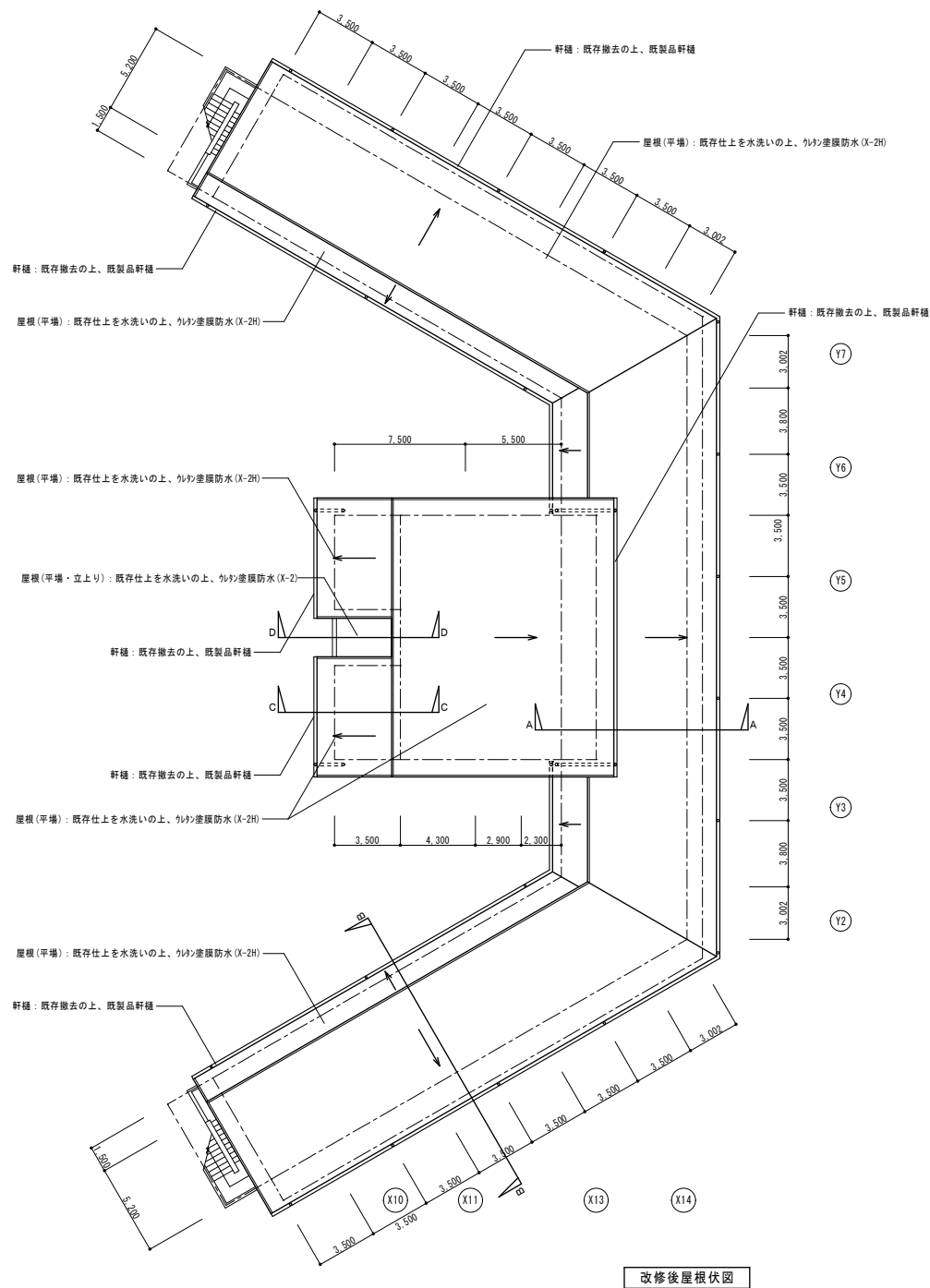
(注) 立会等 の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による対象工事により必要となる業務事項を適用する



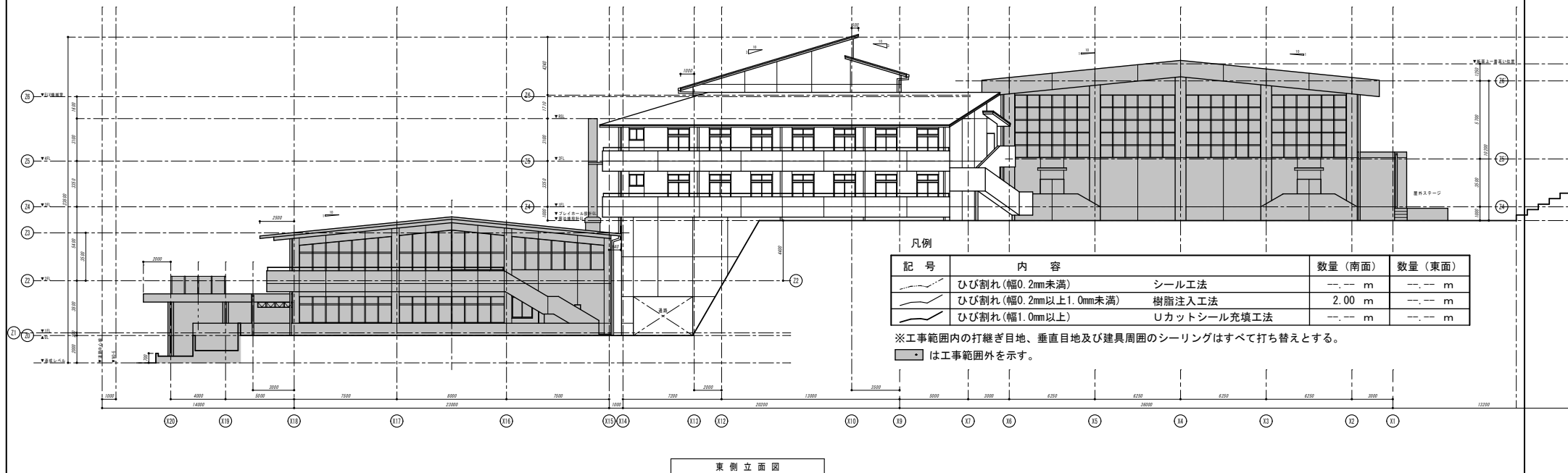
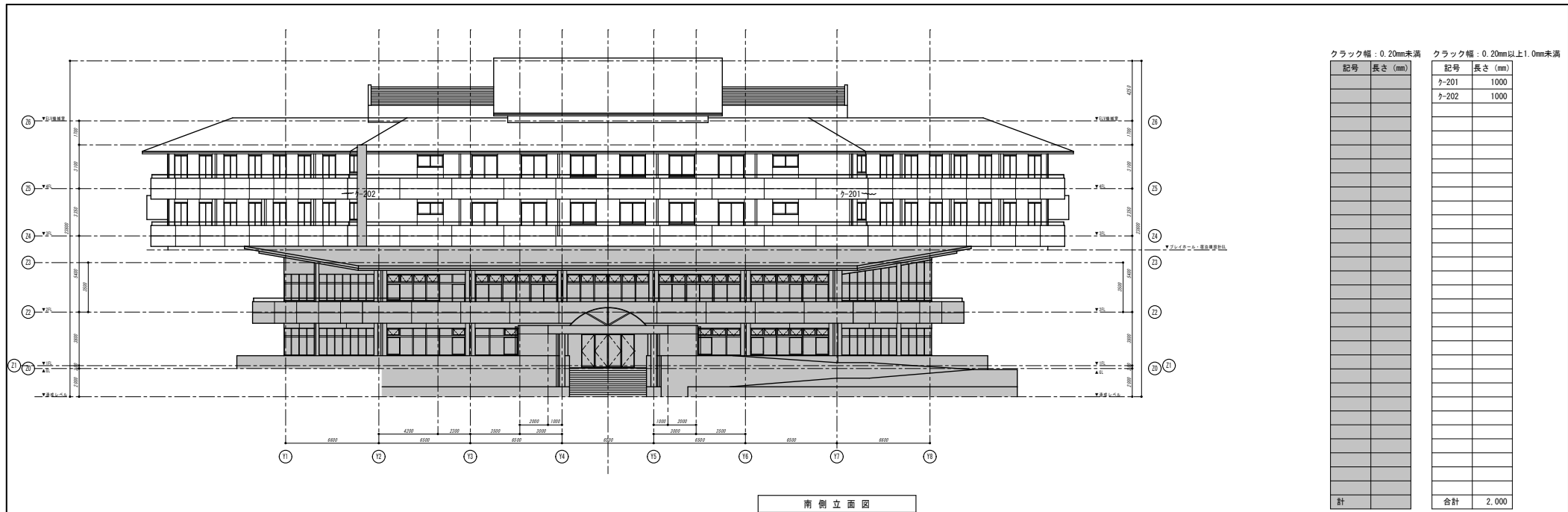
支障物件の確認
◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。 また穴明け量だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。

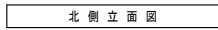


凡 例	
	工事建物
	工事車両用進入路
	仮囲い（ガードフェンス H=1.8）
	A型バリケード
	キャスターゲート
	交通整理員
	工事車両置場、現場事務所、休憩所、資材置場



外部仕上表			
屋根 (平場)	改修前	均しモルタルt=20の上、冷工法7mm厚防水・7mm厚シングル葺	
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外付け塗膜防水(X-2H)	
屋上 (平場・立上り)	改修前	コンクリート押えt=60の上、冷工法7mm厚防水	
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外付け塗膜防水(X-2)	
外壁・梁型・柱型	改修前	コンクリート打ちし8種の上、吹付タイル	
	改修後	既存仕上を水洗いの上、可とう形改修塗材E	
開口部	改修前	7mm製建具	
	改修後	7mm製建具：建具廻りシーリング 打替	
軒天	改修前	コンクリート打ちし8種の上、7mm厚シングル	
	改修後	既存仕上を水洗いの上、外装厚塗材E	
軒樋	改修前	珪素樹脂銅板W180 t=0.6 系尺 500	
	改修後	既存撤去の上、塩ビ製既製品W200 取替	
竖樋	改修前	VP125φ VP塗装 挿み金物#1200程度	
	改修後	既存撤去の上、新設 7mmVP125φ 挿み金物#1200程度	
呼び樋	改修前	VP75φ VP塗装 支持金物	
	改修後	既存撤去の上、新設 7mmVP75φ 支持金物	

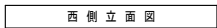




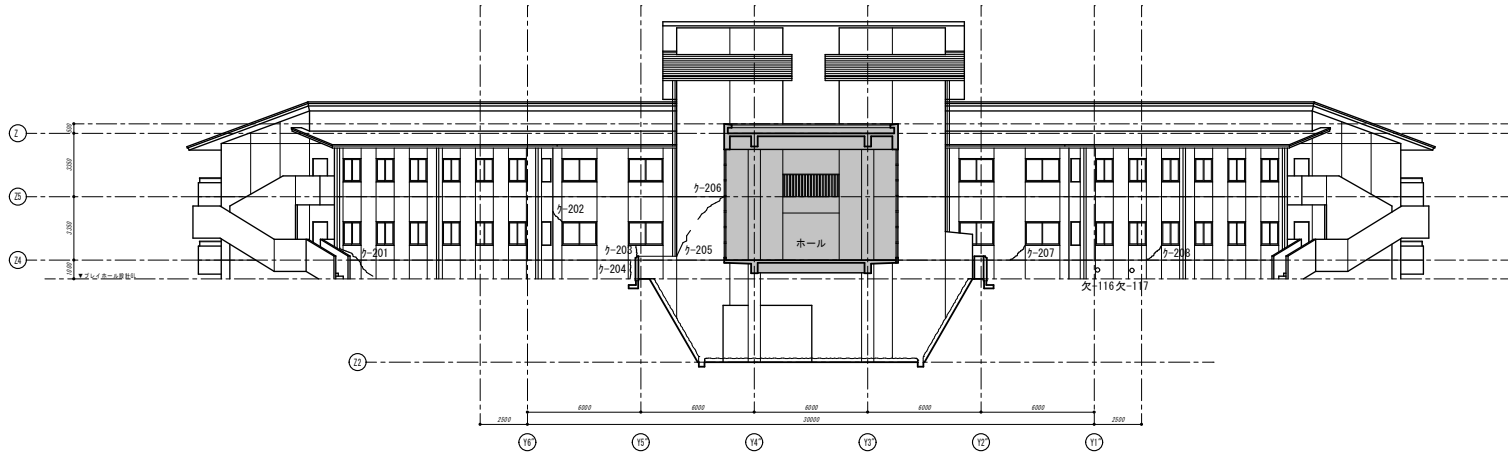
凡例				
記 号	内 容		数量 (西面)	数量 (北面)
	ひび割れ(幅0.2mm未満)	シーリング工法	—, — m	—, — m
	ひび割れ(幅0.2mm以上1.0mm未満)	樹脂注入工法	—, — m	—, — m
	ひび割れ(幅1.0mm以上)	Uカットシーリング充填工法	—, — m	—, — m

※工事範囲内の打継ぎ目地、垂直目地及び建具周囲のシーリングはすべて打ち替えとする。

 は工事範囲外を示す。

[illegible]

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 常橋 牟岐少年自然の家 車 庫 宿泊棟外部改修工事	●図面番号 A - 08	 株式会社 スパル 設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 立面図 - 2	●縮尺 A2=1/200				



北側立面図

凡例

記 号	内 容	数量（北面）	数量（東面）	数量（西面）
	ひび割れ(幅0.2mm未満)	シール工法	— ㎥	— ㎥
	ひび割れ(幅0.2mm以上1.0mm未満)	樹脂注入工法	9.00 ㎥	3.80 ㎥
	ひび割れ(幅1.0mm以上)	Uカットシール充填工法	— ㎥	— ㎥
。	外壁の欠損部(0.25㎡未満)	エポキシ樹脂モルタル	2 ケ所	15 ケ所
	鉄筋ケレン、サビ止め塗装の上、充填工法(鉄筋が露出している)			

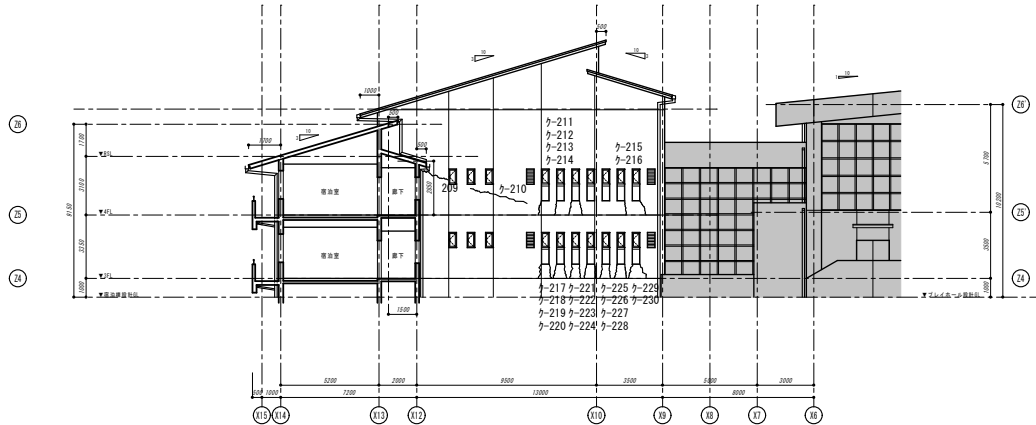
※工事範囲内の打継ぎ目地、垂直目地及び建具周囲のシーリングはすべて打ち替えとする。

■ は工事範囲外を示す。

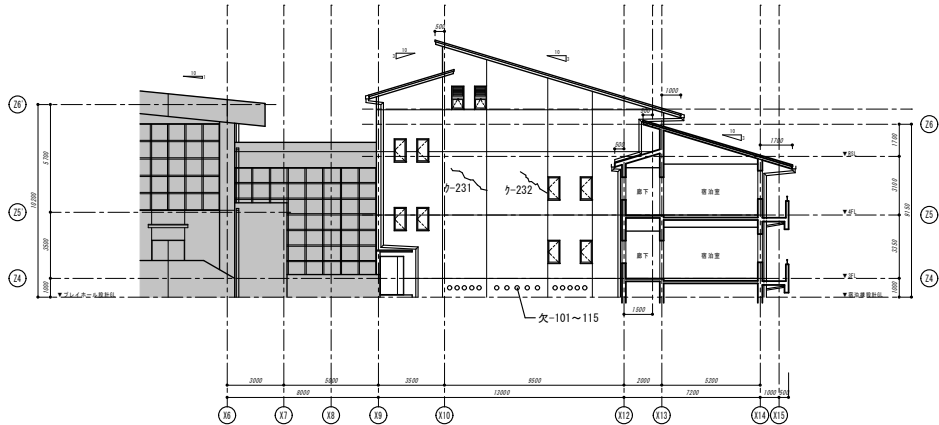
外壁の欠損：

記号	面積 (㎡)
欠-101	0.20
欠-102	0.20
欠-103	0.20
欠-104	0.20
欠-105	0.20
欠-106	0.20
欠-107	0.20
欠-108	0.20
欠-109	0.20
欠-110	0.20
欠-111	0.20
欠-112	0.20
欠-113	0.20
欠-114	0.20
欠-115	0.20
欠-116	0.20
欠-117	0.20
合計	3.40

クラック幅：0.20mm未満		クラック幅：0.20mm以上1.0mm未満	
記号	長さ (mm)	記号	長さ (mm)
		ク-201	2000
		ク-202	500
		ク-203	500
		ク-204	1000
		ク-205	1000
		ク-206	2000
		ク-207	1000
		ク-208	1000
		ク-209	1000
		ク-210	3000
		ク-211	600
		ク-212	600
		ク-213	600
		ク-214	600
		ク-215	600
		ク-216	600
		ク-217	600
		ク-218	600
		ク-219	600
		ク-220	600
		ク-221	600
		ク-222	600
		ク-223	600
		ク-224	600
		ク-225	600
		ク-226	600
		ク-227	600
		ク-228	600
		ク-229	600
		ク-230	600
		ク-231	2000
		ク-232	1800
合計		合計	28.800



東側立面図



西側立面図

特 記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R 8 営繕 牟岐少年自然の家 車・漕 宿泊棟外部改修工事
●図面名
立面図 - 3

●図面番号
A - 09
●縮尺
A2=1/200

株式会社 スパル 豊 田
管理棟南士 一般建築士 No. 303045 藤 田 隆 幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

所長 設計長 担当書